随意契約理由書

件			名	ドライブレコーダーの購入業務
契	約の	相手	方	株式会社レゾナント・システムズ
根	拠	法	令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号及び第7号に該当

随意契約の理由

当局既存の市バス車両はレゾナント・システムズ社製のドライブレコーダを導入しており、営業所の後方機器もレゾナント・システムズ製となっている。この後方機器と互換性を有するのは、唯一レゾナント・システムズ製のドライブレコーダである。

また、上記以外のドライブレコーダを導入した場合別途後方機器を導入営業所毎に購入する必要があり、多くの経費が必要となる。さらに、当該車両を別営業所に移籍する場合は、移籍先営業所にも後方機器を導入する必要が出るため、その時は費用がかかるとともに、納期がかかるため柔軟な移籍ができないなど運用上の制限がかかる。

以上のことより、現行後方機器と唯一互換性があり、後方機器も含めた場合の費用が安価になるレゾナント・システムズ製のドライブレコーダを選定するものである。

担 当 部 署(問合せ先)

交通局自動車部市バス運輸サービス課安全管理・教育係 (担当 川崎 内線 6067)